

平成 22 年度

橋本市予算

和歌山県橋本市

目 次

1. 一般会計予算	1
2. 国民健康保険特別会計予算	8
3. 簡易水道事業特別会計予算	11
4. 国民宿舎特別会計予算	14
5. 住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	17
6. 老人保健特別会計予算	20
7. 公共下水道事業特別会計予算	23
8. 駐車場事業特別会計予算	28
9. 墓園事業特別会計予算	31
10. 農業集落排水事業特別会計予算	34
11. 土地区画整理事業特別会計予算	37
12. 介護保険特別会計予算	41
13. 介護サービス事業特別会計予算	44
14. 指定訪問看護事業特別会計予算	47
15. 後期高齢者医療特別会計予算	50
16. 水道事業会計予算	53
17. 病院事業会計予算	55

一 般 会 計 予 算

平成 22 年度 橋本市一般会計予算

平成 22 年度橋本市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 25,184,121 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 22 年 2 月 8 日 提出

橋本市長 木 下 善 之

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市 税		6,464,391
	1 市民税	2,809,223
	2 固定資産税	2,849,288
	3 軽自動車税	133,823
	4 市たばこ税	268,839
	5 入湯税	450
	6 都市計画税	402,768
2 地方譲与税		227,000
	1 地方揮発油譲与税	55,000
	2 自動車重量譲与税	172,000
3 利子割交付金		59,000
	1 利子割交付金	59,000
4 配当割交付金		7,900
	1 配当割交付金	7,900
5 株式等譲渡所得割交付金		1,300
	1 株式等譲渡所得割交付金	1,300
6 地方消費税交付金		500,000
	1 地方消費税交付金	500,000
7 ゴルフ場利用税交付金		26,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	26,000
8 自動車取得税交付金		69,000
	1 自動車取得税交付金	69,000
9 地方特例交付金		93,000
	1 地方特例交付金	93,000
10 地方交付税		7,550,000
	1 地方交付税	7,550,000
11 交通安全対策特別交付金		9,000
	1 交通安全対策特別交付金	9,000
12 分担金及び負担金		307,882
	1 分担金	16,097
	2 負担金	291,785

(単位：千円)

款	項	金額
13 使用料及び手数料		260,809
	1 使用料	231,321
	2 手数料	29,488
14 国庫支出金		2,890,998
	1 国庫負担金	2,306,855
	2 国庫補助金	558,775
	3 委託金	25,368
15 県支出金		1,543,180
	1 県負担金	673,747
	2 県補助金	552,975
	3 委託金	316,458
16 財産収入		23,706
	1 財産運用収入	16,479
	2 財産売払収入	7,227
17 寄附金		55,949
	1 寄附金	55,949
18 繰入金		619,873
	1 特別会計繰入金	3,603
	2 基金繰入金	611,455
	3 財産区繰入金	4,815
19 繰越金		1
	1 繰越金	1
20 諸収入		626,632
	1 延滞金、加算金及び過料	7,500
	2 市預金利子	500
	3 貸付金元利収入	8,648
	4 受託事業収入	32,650
	5 雑入	577,334
21 市債		3,848,500
	1 市債	3,848,500
歳入合計		25,184,121

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		268,883
	1 議会費	268,883
2 総務費		2,259,317
	1 総務管理費	1,614,356
	2 人権対策費	10,570
	3 徴税費	341,592
	4 戸籍住民基本台帳費	94,031
	5 選挙費	118,765
	6 統計調査費	44,255
	7 監査委員費	22,635
	8 市民会館費	13,113
3 民生費		8,069,320
	1 社会福祉費	3,762,929
	2 児童福祉費	3,463,713
	3 生活保護費	842,676
	4 災害救助費	2
4 衛生費		3,808,587
	1 保健衛生費	798,576
	2 清掃費	1,813,835
	3 上水道整備費	361,390
	4 病院費	834,786
5 労働費		5,579
	1 労働諸費	5,579
6 農林水産業費		582,638
	1 農業費	549,179
	2 林業費	33,459
7 商工費		488,369
	1 商工費	488,369
8 土木費		2,695,661
	1 土木管理費	13,201
	2 道路橋梁費	804,724

(単位：千円)

款	項	金額
	3 河川費	2,611
	4 都市計画費	1,681,304
	5 住宅費	193,821
9 消防費		883,892
	1 消防費	883,892
10 教育費		3,059,578
	1 教育総務費	419,516
	2 小学校費	798,204
	3 中学校費	170,086
	4 幼稚園費	285,386
	5 社会教育費	738,120
	6 保健体育費	648,266
11 災害復旧費		3
	1 農林水産施設災害復旧費	2
	2 公共土木施設災害復旧費	1
12 公債費		3,041,444
	1 公債費	3,041,444
13 諸支出金		850
	1 土地開発基金費	850
14 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳 出 合 計		25,184,121

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
会 議 録 作 成 委 託	平成23年度	1,300千円
人 事 給 与 シ ス テ ム 借 上	平成23年度～27年度	10,368千円
納 付 書 封 入 等 委 託	平成23年度	1,900千円
ポスター掲示場設置・撤去委託	平成23年度	10,148千円
(仮称)やどり観光交流センター新築工事	平成23年度	217,800千円
真土住宅住替え改修工事設計監理委託	平成23年度	630千円
老朽住宅除却工事設計監理委託	平成23年度	261千円
(仮称)橋本北消防署新築工事	平成23年度	189,962千円
隅田小学校耐震補強工事監理委託	平成23年度	4,707千円
西部小学校耐震補強工事監理委託	平成23年度	2,410千円
学文路中学校耐震補強工事監理委託	平成23年度	1,326千円
隅田中学校耐震補強工事監理委託	平成23年度	718千円
橋本市土地開発公社が借り入れる事業資金 (利子を含む)の債務保証	平成22年度～平成25年度	3,000,000千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
合併特例事業	千円 2,091,000	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
退職手当債	88,000			
水源開発施設整備事業	38,600			
病院健全化	116,000			
公営住宅建設事業	39,700			
学校教育施設等整備事業	12,900			
過年災害復旧事業	12,300			
臨時財政対策	1,450,000			
計	3,848,500			

国民健康保険特別会計予算

平成 22 年度 橋本市国民健康保険特別会計予算

平成 22 年度橋本市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,682,082 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。
- (2) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 22 年 2 月 8 日 提出

橋本市長 木 下 善 之

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		1,683,486
	1 国民健康保険税	1,683,486
2 使用料及び手数料		51
	1 手数料	51
3 国庫支出金		1,772,996
	1 国庫負担金	1,311,812
	2 国庫補助金	461,184
4 療養給付費等交付金		322,369
	1 療養給付費等交付金	322,369
5 前期高齢者交付金		1,368,393
	1 前期高齢者交付金	1,368,393
6 県支出金		292,792
	1 県負担金	35,194
	2 県補助金	257,598
7 共同事業交付金		724,569
	1 共同事業交付金	724,569
8 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
9 繰入金		505,591
	1 一般会計繰入金	467,658
	2 基金繰入金	37,933
10 繰越金		2
	1 繰越金	2
11 諸収入		11,832
	1 延滞金加算金及び過料	51
	2 市預金利子	1
	3 雑入	11,780
歳入合計		6,682,082

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		109,281
	1 総務管理費	103,824
	2 徴税費	5,355
	3 運営協議会費	102
2 保険給付費		4,455,096
	1 療養諸費	3,929,280
	2 高額療養費	437,996
	3 移送費	100
	4 出産育児諸費	40,320
	5 葬祭諸費	3,600
	6 高額介護合算療養費	43,800
3 後期高齢者支援金等		928,721
	1 後期高齢者支援金等	928,721
4 前期高齢者納付金等		2,642
	1 前期高齢者納付金等	2,642
5 老人保健拠出金		11,000
	1 老人保健拠出金	11,000
6 介護納付金		327,421
	1 介護納付金	327,421
7 共同事業拠出金		740,018
	1 共同事業拠出金	740,018
8 保健事業費		92,258
	1 特定健康診査等事業費	81,444
	2 保健事業費	10,814
9 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
10 諸支出金		5,644
	1 償還金及び還付加算金	5,642
	2 繰出金	2
11 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出	合 計	6,682,082

簡易水道事業特別会計予算

平成 22 年度 橋本市簡易水道事業特別会計予算

平成 22 年度橋本市の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 197,607 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 22 年 2 月 8 日 提出

橋本市長 木 下 善 之

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		9,751
	1 分担金	9,751
2 使用料及び手数料		3,300
	1 使用料	3,300
3 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
4 繰入金		184,553
	1 一般会計繰入金	184,553
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		1
	1 市預金利子	1
歳入合計		197,607

国民宿舎特別会計予算

平成 22 年度 橋本市国民宿舎特別会計予算

平成 22 年度橋本市の国民宿舎特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 11,577 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 22 年 2 月 8 日 提出

橋本市長 木 下 善 之

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		5,704
	1 使用料	5,704
2 繰入金		5,872
	1 一般会計繰入金	5,872
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳入合計		11,577

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国民宿舎費		168
	1 国民宿舎費	168
2 公債費		11,409
	1 公債費	11,409
歳 出	合 計	11,577

住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

平成 22 年度 橋本市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

平成 22 年度橋本市の住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 72,657 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 22 年 2 月 8 日 提出

橋本市長 木 下 善 之

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 県支出金		3,670
	1 県補助金	3,670
2 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
3 繰入金		515
	1 基金繰入金	515
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		68,470
	1 貸付金元利収入	68,459
	2 市預金利子	1
	3 雑入	10
歳入合計		72,657

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 住宅資金貸付事業費		9,721
	1 住宅資金貸付事業費	9,721
2 公債費		61,936
	1 公債費	61,936
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出	合 計	72,657

老人保健特別会計予算

平成 22 年度 橋本市老人保健特別会計予算

平成 22 年度橋本市の老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 658 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 22 年 2 月 8 日 提出

橋本市長 木 下 善 之

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国庫支出金		1
	1 国庫負担金	1
2 支払基金交付金		4
	1 支払基金交付金	4
3 県支出金		1
	1 県負担金	1
4 繰入金		647
	1 一般会計繰入金	647
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		4
	1 雑入	4
歳入合計		658

公共下水道事業特別会計予算

平成 22 年度 橋本市公共下水道事業特別会計予算

平成 22 年度橋本市の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,869,541 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 22 年 2 月 8 日 提出

橋本市長 木 下 善 之

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		20,750
	1 負担金	20,750
2 使用料及び手数料		354,019
	1 使用料	354,004
	2 手数料	15
3 国庫支出金		61,000
	1 国庫負担金	61,000
4 県支出金		6,907
	1 県補助金	6,907
5 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
6 繰入金		1,034,348
	1 繰入金	1,024,348
	2 基金繰入金	10,000
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		615
	1 市預金利子	1
	2 雑入	614
9 市債		391,900
	1 市債	391,900
歳入合計		1,869,541

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
排水設備工事に係る利子補給	平成22年度～平成27年度	当該利子補給対象融資額 に対する3%相当額利息

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	千円 391,900	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

駐車場事業特別会計予算

平成 22 年度 橋本市駐車場事業特別会計予算

平成 22 年度橋本市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,158 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 22 年 2 月 8 日 提出

橋本市長 木 下 善 之

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		3,156
	1 使用料	3,156
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		1
	1 市預金利子	1
歳入合計		3,158

墓園事業特別會計予算

平成 22 年度 橋本市墓園事業特別会計予算

平成 22 年度橋本市の墓園事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 15,503 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 22 年 2 月 8 日 提出

橋本市長 木 下 善 之

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		15,500
	1 使用料	15,498
	2 手数料	2
2 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		1
	1 市預金利子	1
歳入合計		15,503

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 墓園事業費		14,503
	1 墓園事業費	14,503
2 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		15,503

農業集落排水事業特別会計予算

平成 22 年度 橋本市農業集落排水事業特別会計予算

平成 22 年度橋本市の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 115,183 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 22 年 2 月 8 日 提出

橋本市長 木 下 善 之

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		4
	1 分担金	4
2 使用料及び手数料		24,503
	1 使用料	24,503
3 繰入金		90,674
	1 一般会計繰入金	90,674
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		1
	1 市預金利子	1
歳入合計		115,183

土地区画整理事業特別会計予算

平成 22 年度 橋本市土地区画整理事業特別会計予算

平成 22 年度橋本市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 887,671 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 4 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 22 年 2 月 8 日 提出

橋本市長 木 下 善 之

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		326,000
	1 負担金	326,000
2 国庫支出金		17,140
	1 国庫補助金	17,140
3 財産収入		1
	1 財産売払収入	1
4 繰入金		467,800
	1 一般会計繰入金	467,800
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		929
	1 市預金利子	1
	2 雑入	928
7 市債		75,800
	1 市債	75,800
歳入合計		887,671

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
合併特例事業	千円 75,800	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

介護保険特別会計予算

平成 22 年度 橋本市介護保険特別会計予算

平成 22 年度橋本市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,900,542 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。
- (2) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 22 年 2 月 8 日 提出

橋本市長 木 下 善 之

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険料		882,327
	1 介護保険料	882,327
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 国庫支出金		1,119,289
	1 国庫負担金	831,082
	2 国庫補助金	288,207
4 支払基金交付金		1,399,030
	1 支払基金交付金	1,399,030
5 県支出金		687,783
	1 県負担金	676,840
	2 県補助金	10,943
6 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
7 繰入金		812,102
	1 一般会計繰入金	787,455
	2 基金繰入金	24,647
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		8
	1 延滞金加算金及び過料	2
	2 市預金利子	1
	3 雑入	5
歳入合計		4,900,542

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		185,927
	1 総務管理費	109,108
	2 徴収費	3,356
	3 介護認定審査会費	73,463
2 保険給付費		4,640,765
	1 介護サービス等諸費	4,125,063
	2 介護予防サービス等諸費	239,572
	3 その他諸費	8,570
	4 高額介護サービス等費	78,360
	5 高額医療合算介護サービス等費	14,600
	6 特定入所者介護サービス等費	174,600
3 地域支援事業費		63,587
	1 介護予防事業費	23,676
	2 包括的支援事業・任意事業費	39,911
4 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
5 諸支出金		262
	1 償還金及び還付加算金	261
	2 繰出金	1
6 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出 合 計		4,900,542

介護サービス事業特別会計予算

平成 22 年度 橋本市介護サービス事業特別会計予算

平成 22 年度橋本市の介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 45,015 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 22 年 2 月 8 日 提出

橋本市長 木 下 善 之

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 サービス収入		34,011
	1 介護給付費収入	26,333
	2 予防給付費収入	4,309
	3 自己負担金収入	3,369
2 繰入金		6,837
	1 一般会計繰入金	6,837
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		4,166
	1 市預金利子	1
	2 雑入	4,165
歳入合計		45,015

指定訪問看護事業特別会計予算

平成 22 年度 橋本市指定訪問看護事業特別会計予算

平成 22 年度橋本市の指定訪問看護事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 56,239 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 22 年 2 月 8 日 提出

橋本市長 木 下 善 之

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 訪問看護収入		48,343
	1 医療保険サービス収入	15,703
	2 介護保険サービス収入	32,640
2 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		7,894
	1 雑入	7,893
	2 市預金利子	1
歳入合計		56,239

後期高齢者医療特別会計予算

平成 22 年度 橋本市後期高齢者医療特別会計予算

平成 22 年度橋本市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,237,586 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 22 年 2 月 8 日 提出

橋本市長 木 下 善 之

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険料		480,785
	1 後期高齢者医療保険料	480,785
2 使用料及び手数料		2
	1 手数料	2
3 繰入金		756,692
	1 一般会計繰入金	756,692
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		106
	1 延滞金加算金及び過料	3
	2 償還金及び還付加算金	101
	3 市預金利子	1
	4 雑入	1
歳入合計		1,237,586

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		29,303
	1 総務管理費	28,840
	2 徴収費	463
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,207,181
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,207,181
3 諸支出金		102
	1 諸支出金	101
	2 繰出金	1
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		1,237,586

水道事業会計予算

平成22年度 橋本市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成22年度橋本市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	26,107 戸
(2) 総給水量	8,602,915 m ³
(3) 一日平均給水量	23,569 m ³
(4) 主な建設工事	
(イ) 配水施設建設改良工事	230,080 千円
(ロ) 上水道拡張工事	188,000 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	1,469,859 千円
第1項 営業収益	1,455,504 千円
第2項 営業外収益	14,353 千円
第3項 特別利益	2 千円

支 出

第1款 水道事業費用	1,416,030 千円
第1項 営業費用	1,284,503 千円
第2項 営業外費用	124,366 千円
第3項 特別損失	2,161 千円
第4項 予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 477,467千円は過年度分損益勘定留保資金477,467千円で補てんするものとする)。

収 入

第1款 資本的収入	531,618 千円
第1項 国庫支出金	124,011 千円
第2項 負担金	9,000 千円
第3項 繰入金	183,004 千円
第4項 補償金	74,000 千円
第5項 受託金	1 千円
第6項 固定資産売却代金	2 千円
第7項 企業債	141,600 千円

支 出

第1款 資本的支出	1,009,085 千円
第1項 建設改良費	252,195 千円
第2項 拡張費	583,743 千円
第3項 企業債償還金	172,147 千円
第4項 予備費	1,000 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
大滝ダム建設事業債	38,600 千円	証書借入	5.0%以内	借入先の融通条件による。
紫外線処理施設事業債	103,000 千円	証書借入	5.0%以内	借入先の融通条件による。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用
- (3) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 221,288 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、48,488千円と定める。

平成 22 年 2 月 8 日 提出

橋本市長 木下善之

病 院 事 業 会 計 予 算

平成22年度 橋本市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成22年度橋本市病院事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	300 床
(2) 年 間 患 者 数	
入 院	87,600 人
外 来	150,903 人
(3) 1 日 平 均 患 者 数	
入 院	240 人
外 来	621 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病院事業収益	6,026,055 千円
第1項 医 業 収 益	5,464,928 千円
第2項 医 業 外 収 益	441,831 千円
第3項 特 別 利 益	119,296 千円

支 出	
第1款 病院事業費用	6,334,446 千円
第1項 医 業 費 用	6,060,697 千円
第2項 医 業 外 費 用	266,749 千円
第3項 特 別 損 失	6,000 千円
第4項 予 備 費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額247,078千円は当年度分損益勘定留保資金247,078千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	264,820 千円
第1項出 資 金	2,500 千円
第2項他会計補助金	201,870 千円
第3項企 業 債	60,000 千円
第4項投 資	450 千円

支 出	
第1款 資本的支出	511,898 千円
第1項建設改良費	65,000 千円
第2項投 資	900 千円
第3項企業債償還金	445,998 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
カ ー テ ン 賃 借 料	平成22年度 ～平成26年度	4,820千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法
病院事業	60,000千円	証書借入

利 率	償還の方法
3.5%以内	借入先の融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医業費用
- (2) 医業外費用
- (3) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|--------------|
| (1) 職員給与費 | 3,014,657 千円 |
| (2) 交際費 | 300 千円 |

(他会計からの補助金)

第10条 病院事業運営のため一般会計及び国民健康保険特別会計からこの会計へ補助を受ける金額は332,128千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、640,794千円と定める。

平成22年2月8日 提出

橋本市長 木下 善之